

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の170」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

提案理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするものである。